

浜松市選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）（以下「合併特例法」という。）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求に必要な法定署名数は次のとおりである。

令和 8 年 3 月 2 日

浜松市選挙管理委員会委員長 原 拓 也

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに合併特例法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

12,799 人

- 2 合併特例法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

106,658 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

173,325 人

- 4 地方自治法第 80 条第 1 項及び第 86 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）

中央区 148,663 人

浜名区 42,099 人

天竜区 7,226 人